大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)

(ばい煙量等の測定) 第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定 第一項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一 (略)	改正	○大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)
(ばい煙量等の測定) 展十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定 及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一 (略) 一 (本) 一 (本)	現) (傍線部分は改正部分)

ができる。 二の証明書の交付を受けた場合には、 濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第百十条の る測定者の氏名、 法律第五十一号)第百七条の登録を受けた者から当該測定に係 の結果は、 前項各号の測定(第一号及び第四号の常時の測定を除く。 その記録を三年間保存すること。 様式第七によるばい煙量等測定記録表の記録に代えること 様式第七によるばい煙量等測定記録表により記録し 測定年月日、 測定箇所、 ただし、 当該証明書の記載をもつ 測定方法及びばい煙 計量法 (平成四年

して記録し、その記録を三年間保存すること。
測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかに二 前項第一号及び第四号の常時の測定の結果は、測定年月日、

別表第一(第三条関係)

(略) (略) (略)

より測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたも第一項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法に備考 この表の下欄に掲げる数値を適用して算出される第三条

別表第一(第三条関係)

(略) (略) (略)

より測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたも第一項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法に備考 この表の下欄に掲げる数値を適用して算出される第三条

様式第8(第19条関係) 様式第7 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰 三 金に処する。 (器) (器) 二 規格K二三〇一、規格K二五四一―一から二五四一―七 のとする。 (別紙) 使用量をそれぞれ測定する方法 る方法その他の適当であると認められる方法により燃料の 有率を、規格2八七六二―一から八七六二―四までに定め まで又は規格M八八一三に定める方法により燃料の硫黄含 (翠 (略) (略) 熏 様式第8(第19条関係) 様式第7 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰 (別紙) 金に処する。 三 二 規格K二三〇一、規格K二五四一又は規格M八八一三に (器) (器) のとする。 料の使用量をそれぞれ測定する方法 定める方法その他の適当であると認められる方法により燃 定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格2八七六二に (器) (略) (略) 熏

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号 測定者の氏名 測定箇所

ば	iv煙	測定単位	測定年月月 足び開終了 (一間) 間 間	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm³/h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)					
ばいじん	Сѕ	(g/Nm³)					
	С	(g/Nm³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及び	その化合物	(mg/Nm³)					
塩素		(mg/Nm³)					
塩化水素	C s	(mg/Nm³)					
	С	(mg/Nm³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素	 及び弗化珪素	(mg/Nm³)					
鉛及びその化合	物	(mg/Nm ³)					
窒素酸化物	C s	(容量比ppm)					
	С	(容量比ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1
- 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に 「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の機能の関定方法及対測定結果を記載されては、
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄に はそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式に より算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設 に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行つた時
- の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。 規格K2301、規格K2541-1から2541-7まで若しくは規格M8813に定め る方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第7

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測 年月日 及び時		測	測	煙発	使用原料又は燃料の種	ス量	ŧ	酸化	′物	酸化	′物	(g	Ϊ (g∕]				がおよ	こび		基代			水素 /N)		素及	その	の化						備考
	定	筃	方法	設の 使用	類及びいお う分、カド ミウム分、 弗素分、鉛	(Nn /h)	n ³	の量 (Nn /h)	n³	の濃 (ppi		С	S	(C	酸素 濃度 (%)	(m	ที ng	(n	_	С	S	C)	酸素 濃度 (%)	素 (mg		(n	n g	С	S	(C	酸素 濃度 (%)	
時刻)					分又は窒素分(%)		最	平	最	平	最	平	最	亚	最		平		平		平	最	平	最	亚	平	最	平	最	平	最	平	最		
						均				均							- 均						均			均	大	均				- 均			

- 備考 1 使用原料又は燃料の種類及びいおう分、カドミウム分、弗素分、鉛分又は窒素分(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
 - 2 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
 - 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行つた時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

年に一回以上(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五十号)又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の規定による法第二十三条第二項第一号、第四年法律第百三十六号)の規定による法第二十三条第二項第一号、第四係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。)については一係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。)については一係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。)については一年に一回以上(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百二十五年法律第百三十五年法律第百三十五十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百二十五年法律第百三十五年法律第百三十五年法律第百三十五年に一回以上(旅館業)に対する法律第三十六年法律第三二十五年法律第百三十五十号)といる法律第三十六号に対する法律第三十六号に対する法律第三十六号に対する法律第三十六号に対する法律第三十六号に対する法律の表述を対象に対する法律の表述を対象に対する法律を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	申請したものをいい、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法(施行規則(昭和四十八年総理府令第六十一号)様式第一別紙四により。)の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法	項の規定により特定施設(法第二条第二項に規定する特定施設に限る戸戸済環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第王条第二	ずり研究を示された事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの(瀬	一排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基	ものとする。 状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行う	第九条 法第十四条第一項の規定による排出水又は特定地下浸透水の汚染(排出水の汚染状態の測定)	改正
	記録を三年間保存すること。	三 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録し、そのごとに環境大臣が定める方法により行うこと。	二 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、第六条の二の有害物質の種類と	 準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこ	一排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基	ものとする。 状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行う	第九条 法第十四条第一項の規定による排出水又は特定地下浸透水の汚染(排出水の汚染状態の測定)	現行

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四、特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙四、特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙四、特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙四、特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙四、特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙四、大口には必要に応じて行うこと。

- 田で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。 他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものが、前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その五、前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その五、前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その五、前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その五、前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その五、前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態をの五、前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態をの五、前号の測定は、特定地下浸透水の汚染状態をの五、前号の測定は、特定地下浸透水の汚染状態をある。
- める方法により行うこと。 六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定
- 大 ・ に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。)と 他の資料又は前号ただし書に定める証明書(計量法第百七条ただし書 ともに三年間保存すること。

測定記録表への記載を省略することができる。

様式第11(第11条関係)

認

熏

認

第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の8第1項、第14条の9第5項並びに第16条第1項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすること

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に 処する。

ができる。

四 (器)

様式第11(第11条関係)

認

寅

(器)

第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務 (第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の7第

1項、第14条の8第5項並びに第16条第1項に規定する事務を除く。) の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(

特別区を含む。次項において同じ。) の長が行うこととすることができる。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に 処する。

四 (略)

° ;	ž É	5	当該	の針	場合	<u> </u>	属す	1 -	備考	所 即	附	
		、最大の許	特定事業場	の区分につ	において、	項において	る特定事業	一欄に掲げる		附則別表	則	
		うち、最大の許容限度のものを適用する。下欄に掲げるものを適用する	当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらの	の他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、	場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種そ	この項において同じ。)が同時に他の業種以外その他の区分にも属する	属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下	上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に				改
		のを適用す	れる排出水	容限度の排	令別表第一	同時に他の	条第六項に	種類ごとに				
		る。下欄に	の排水基準	水基準が定	又はこの表	業種以外そ	規定する特点	中欄に掲げ				正
		掲げるものな	については、	められている	によりそれる	の他の区分に	定事業場をご	る業種そのは				
		を適用する	それらの	るときは、	らの業種そ	にも属する	いう。以下	他の区分に				
2 (略)	0	うち、星	当該特定	の他の区	場合にな	この項に	属する特	1 上欄	備考	附則別表	附 則	
		うち、最大の許容限度のものを適用する。下欄に掲げるものを適用する	当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらの	の他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、	場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種そ	この項において同じ。)が同時に他の業種以外その他の区分にも属する	属する特定事業場(法第二条第五項に規定する特定事業場をいう。以下	上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に		1	Χì	
		度のものを	排出される	なる許容限	後の省令別	。)が同時	法第二条第	物質の種類				現
		適用する。	排出水の排	度の排水基	表第一又は	に他の業種	五項に規定	ごとに中欄				
		下欄に掲げ	水基準につ	準が定めら	この表によ	以外その他	する特定事	に掲げる業				行
		るものを適	いては、そ	れていると	りそれらの	の区分にも	業場をいう。	種その他の				
		用する	れらの	きは、	業種そ	属する	。 以 下	区分に				

(傍線部分は改正部分)

から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項	備考附則別表	附 則 (経過措置) (経過措置)	改正
から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第五項	備考附則別表	(経過措置)	現行